

クレーン等に係る技能講習・特別教育
玉掛け業務従事者安全衛生教育等
「石川・富山県内の事業所・工場等」

事業内で出来る教育講習の
おすすめについて

各種クレーン等の安全教育、技能講習の相談業務は
クレーン専門団体である経験豊富なクレーン協会へ

一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部
〒920-0375
石川県金沢市中屋町西 447-1
TEL:076-269-1822
FAX:076-269-2544
<http://crane-hokuriku.jp/>

平成 28 年 4 月

支 部 会 員
クレーン設置者 殿

一般社団法人日本クレーン協会北陸支部
支 部 長 南 昭 武

クレーンに係る各種技能講習、クレーン運転業務特別教育及び 玉掛け業務従事者安全衛生教育講習会「事業内教育」についてのお勧め

当一般社団法人日本クレーン協会北陸支部は、労働安全衛生法により石川労働局長及び富山労働局長の登録教習機関として届出し、認可された登録教習機関です。

石川・富山労働局管内で、標記の講習会を年間の事業計画として定期的に講習の場所日時などを定めておりませんが、希望される事業場、もしくは企業団地内での開催を実施します。受講者が 25 名程度以上まとまれば当該事業場にお伺いして、事業場の都合の良い日時・場所で講習会を実施する制度を設けております。

ご希望の向きは期日等適宜お決め願ってご連絡いただければ、次の要領によって事業場のご都合の良い時に講習を実施することができますのでご利用ください。（ただし、年間計画講習実施日を除く）

記

1. 講習種別

(1) 玉掛け技能講習

(A タイプ) 平成 9 年 10 月 1 日施行玉掛け技能講習規定第 2 条による (単独講習)

(B タイプ) 併合講習 (玉掛け技能講習と I・II コースが併合となる)

[I コース] クレーン運転業務特別教育が同時に修了 (4 日間)

[II コース] 床上操作式クレーン運転技能講習が同時に修了 (5 日間)

(2) 床上操作式クレーン運転技能講習 (単独)

(3) 小型移動式クレーン運転技能講習 (単独)

(4) 玉掛け業務従事者安全衛生教育

(5) クレーン運転業務特別教育 (5 トン未満)

2. 講習人員

「原則として 25 名程度以上であること」

(1) 実技 1 班あたり 10 名以内とする (技能講習実技)

(2) 実技 1 班あたり 15～20 名以内とする (特別教育実技)

3. 玉掛け技能講習会開催要項

(1) 受講資格

- ・玉掛け技能講習規定第2条（Aタイプ）

満18歳以上の者（男女を問わず）（18歳未満でも受講は可能です、ただし修了証は満18歳より有効となります）

(2) 玉掛け技能講習開催申込書の作成（支部の様式）

開催日が決定次第、支部宛に提出してください。

(3) 玉掛け技能講習申込書の作成

支部所定の用紙に氏名・生年月日・本籍（都道府県のみ）現住所等を記入し、事業場名欄に署名添印し講習日の10日前までに提出してください（指定の「寸法・枚数等」の写真も含む）

(4) 受講票の作成

支部所定の用紙に氏名、受講番号、開催日、会場名を記入したものを作成して、支部より各自または事業所へまとめて送ります。

(5) 写真の用意

上三分身、正面無帽、無背景（縦3.0cm×横2.5cm）のものを2枚用意し、裏面に氏名を記入の上、まとめて事業場で一括講習開催日の10日前までに支部事務所に提出してください。

(6) 講習に必要な施設等について

(イ) 学科講習の会場

受講者数に応じた広さを有し、かつ修了試験に支障のないような会場であること。

(ロ) 実技講習会及び使用機械等

（玉掛け技術講習規定、第2条・第4条とも、実技講習終了後実技試験を行います）

原則として3トン程度以上の天井走行クレーン（ホイスト式クレーンも含む）または移動式クレーン（フローティングクレーンは除く）を用意できない場合は2.8トンでも可能です。

※会場は講習に必要な広さを有する場所

（クレーン下作業範囲横行巾5m～10m、走行距離15m～20m程度）

※クレーン使用台数は受講者数に応じ、その都度連絡します。

(ハ) (玉掛け用) 吊り上げ物体（支部より持参することができます）

0.5トン以上（質量）（径8mm～16mmのワイヤロープで吊れる物）で形が異なる物を3個、鋼管、コンクリート製品、H鋼等、重心位置の異なる異形な物1個（クレーン使用台数1台につき）規定により製作されたもの。

（クレーンを2台使用する場合は、同じものが望ましいがそれがない場合は異なってもよい）

(ニ) 玉掛け用ワイヤロープ（支部より持参することができます）

(ハ) の品物を吊り上げる（2本吊り及び4本吊り）のに適したワイヤロープ3組（6本）

（8mm2本・10mm2本・12mm2本・長さ4m・0.5t程度のレバーブロック等）

(ホ) 質量目測物体（支部より持参することができます）

0.5トン程度以上の異種材料、形状及び質量の異なるものを4個準備し、算用数字で番号を付しておく。（材質は鋼、木材、コンクリート、砂）演習用・実技試験用

(7) その他の準備

- ・学科会場……黒板（チョークを含む）マイク設備、プロジェクター設備、水差し、おしぼりビデオ、ビデオ教材は支部で用意します。
- ・実技会場……受講者は全員作業衣、保護帽、手袋、安全靴
ただし、実技用の機材についての詳細は、技能講習規定によります。
(準備できない時は支部より運搬可能です。)

4. 床上操作式クレーン運転技能講習開催要項

(1) 講習会申込みについて

別紙様式の申込書に必要事項を記入の上支部宛提出してください。

(2) 受講資格

満 18 歳以上の者（男女を問わず）（18 歳未満でも受講は可能です。ただし、修了証は満 18 歳より有効になります。）

(3) 床上操作クレーン運転技能講習申込書の作成

支部所定の用紙に、氏名・生年月日・本籍（都道府県のみ）現住所等を記入し事業場名欄に署名添印し講習日の 10 日前に提出してください。

(4) 受講票の作成

支部所定の用紙に、氏名・受講番号・開催日・会場名を記入したものを作成して支部より各自または事業所へまとめて送ります。

(5) 写真の用意

上三分身、正面無帽、無背景（縦 3.0cm×横 2.5cm）のものを 2 枚用意し、裏面に氏名を記入の上、まとめて事業場で一括講習開催日の 10 日前までに事務所に提出してください。

(6) 講習に必要な施設等について

(イ) 学科講習の会場

受講者数に応じた広さを有し、かつ修了試験に支障のないような会場であること。

(ロ) 実技講習会及び使用機械等

※クレーン 5 トン程度以上の天井走行クレーン（4.8 t ホイスト式クレーンを含）で、しかも床上で運転し、かつ当該運転する者が荷とともに移動する方式のクレーンであること。

※会場は講習に必要な広さを有する場所

（クレーン下作業範囲横行巾 5 m～10m、走行距離 15m～20m 程度）

※クレーン使用台数は受講者数に応じ、その都度連絡します。

(ハ) 障害物・寸法・材質・本数は別途支持します（支部より持参することができます）

ただし、（吊り荷・ポール・バー障害物）は当支部備付けのものを貸し出しもできます。

(7) その他の準備、前記玉掛け技能講習開催要項（7）を用意してください。

5. 小型移動式クレーン運転技能講習開催要項

(1) 講習会申込みについて

別紙様式の申込書に必要事項を記入の上支部宛提出してください。

(2) 受講資格

満 18 歳以上の者（男女を問わず）（18 歳未満でも受講は可能です。ただし、修了証は満 18 歳より有効になります。）

(3) 小型移動式クレーン運転技能講習申込書の作成

支部所定の用紙に、氏名・生年月日・本籍（都道府県のみ）現住所等を記入し事業場名欄に署名捺印し講習日の 10 日前に提出してください。

(4) 受講票の作成

支部所定の用紙に、氏名・受講番号・開催日・会場名を記入したものを作成して支部より各自または事業所へまとめて送ります。

(5) 写真の用意

上三分身、正面無帽、無背景（縦 3.0cm×横 2.5cm）のものを 2 枚用意し、裏面に氏名を記入の上、まとめて事業場で一括講習開催日の 10 日前までに支部事務所に提出してください。

(6) 講習に必要な施設などについて

(イ) 学科講習の会場

受講者数に応じた広さを有し、かつ修了試験に支障のないような会場であること。

(ロ) 実技講習会及び使用機械等

移動式クレーン

つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満（4.9 トン）または積載型トラッククレーン（2.9 トン）であること。

*会場は講習に必要な広さを有する場所

*水平堅土であり、旋回、伸縮に支障をきたさない場所を確保すること。

*クレーンの使用台数は受講者数に応じ、その都度連絡します。

*吊り荷（300kg～500kg 程度）、四角、円筒なもので安定の良いものを用意すること。

（支部より持参することもできます）

*障害物・寸法・材質・本数は別途支持します（支部より持参することもできます）

ただし、（吊り荷・ポール・バー障害物）は当支部備付けのものを貸し出しもできます。

(7) その他の準備

前記玉掛け技能講習開催要項（7）を用意してください。

6. クレーン運転業務特別教育開催要項（つり上げ荷重 5 トン未満、定格 4.9 トン等）

(1) 特別教育開催申込みについて

別紙様式の申込書に必要事項を記入の上支部宛提出してください。

(2) 受講資格

満 18 歳以上の者（男女を問わず）（18 歳未満でも受講は可能です。ただし、修了証は満 18 歳より有効になります。）

(3) クレーン運転業務特別教育申込書の作成（様式第 8 号）

支部所定の用紙に、氏名・生年月日・本籍（都道府県のみ）現住所等を記入し事業場名欄に署名添印し講習日の10日前に提出してください。

(4) 受講票の作成

支部所定の用紙に、氏名・受講番号・開催日・会場名を記入したものを作成して支部より各自または事業所へまとめて送ります。

(5) 写真の用意

上三分身、正面無帽、無背景（縦3.0cm×横2.5cm）のものを2枚用意し、裏面に氏名を記入の上、まとめて事業場で一括講習開催日の10日前までに支部事務所に提出してください。

(6) 講習に必要な施設等について

(イ) 学科会場

受講者数に応じた広さを有し、教育のできる施設であること。

(ロ) 実技講習会及び使用機械等

※クレーン（ホイスト式クレーン、橋型クレーンつり上げ荷重5トン未満4.9トン～2.8トン）

※実技会場は講習に必要な広さを有する場所

（クレーン下作業範囲横行巾5m～10m、走行距離15m～20m程度）

*吊り荷（300kg～500kg程度）、四角、円筒なもので安定の良いものを用意すること。

*障害物・寸法・材質・本数は別途支持します。

ただし、（吊り荷・ポール・バー障害物）は当支部備付けのものを貸し出しもできます。